

平成 22 年第3回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成22年9月16日 開 議 午前9時30分

大岡議長	おはようございます。末武弘道議員より欠席の届出がありましたので、報告をいたします。只今の出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回まんのう町議会定例会を開会いたします。 招集者であります町長のごあいさつをお願いいたします。 町長 栗田隆義君。
栗田町長	皆さん、おはようございます。平成22年第3回の9月まんのう町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共に大変お忙しい中ご参集を賜りまして、ありがとうございます。暑さ寒さも彼岸までとよく言われますが、さすがに今年の猛暑もおさまり、朝夕は随分涼しくなり、秋の気配を感じる今日この頃でございます。8月は、まんのうフェスティバル、琴南サマーフェスタ、仲南地区のバレーボール大会等、地区あげての大きな行事があり、議員各位におかれましても積極的なご参加をいただきまして、ありがとうございました。先日、民主党の代表選挙も終わり、菅総理の下、明日にも改造内閣が誕生するようでございますが、国会のねじれ現象もあり、今後の地方行政への影響を懸念いたしておるところでございます。今回、お願い申し上げますのは、平成21年度決算認定11件及び議案6件でございます。よろしくご審議のうえご決定賜りますようお願いを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
大岡議長	日程にはいるに先立ちまして議会報告をいたします。
青野議会事務局長	議会事務局長 青野進君。 それでは、ご報告申し上げます。 初めに、町長から地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項に基づく決算認定案件11件、並びに地方自治法第149条の規定に基づく議案6件を受理いたしております。 次に、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づく議員提出意見書2件を受理いたしました。 次に、組合議会関係について、平成22年6月29日、平成22年香川県中部広域競艇事業組合議会6月臨時会が開催され、議案第1号 香川県中部広域競艇事業組合組合長の選任について、外2件の審議がされております。 平成22年7月7日、平成22年第2回仲多度南部消防組合議会臨時会が開催され、議案第1号 専決処分 仲多度南部消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正の承認について、外1件の審議がされております。

日程第 1	青野議会 事務局長	平成 2 2 年 7 月 1 6 日、平成 2 2 年第 2 回香川県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催され、議案第 1 0 号 平成 2 2 年度香川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第 1 号、外 4 件の審議がされております。 平成 2 2 年 8 月 2 4 日、平成 2 2 年香川県中部広域競艇事業組合議会 8 月定例会が開催され、議案第 1 号 平成 2 2 年度香川県中部広域競艇事業組合一般会計補正予算について、外 1 件の審議がされております。 平成 2 2 年 8 月 2 7 日、平成 2 2 年中讃広域行政事務組合議会 8 月定例会が開催され、認定第 1 号 平成 2 1 年度中讃広域行政事務組合一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、外 5 件の審議がされております。 平成 2 2 年 9 月 7 日、平成 2 2 年第 2 回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第 1 号 平成 2 1 年度仲多度南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、外 1 件の審議がされております。 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より平成 2 年 5 月分から 7 月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支の出納検査、平成 2 1 年度分一般会計、各特別会計及び水道事業会計の定期監査、平成 2 2 年度 有限会社仲南振興公社の財政援助団体等監査の報告が参っております。 次に、町長より、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、報告第 1 号として、平成 2 1 年度まんのう町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告がありましたので、既に配布してある書類をもって報告にかえさせていただきます。以上で議会報告を終わります。 すいません、ちょっと今の発言の中で、読み間違いがありましたので、訂正させていただきます。 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より平成 2 2 年 5 月分から 7 月分ということで、年度をちょっと読み違えまして、すみませんでした。訂正させていただきます。
	大岡議長	議会報告を終わります。 日程第 1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。 議会運営委員長 大西豊君。
	大西豊議会 運営委員長	議会運営委員会の 9 月定例会運営に関する報告を申し上げます。 9 月 1 3 日、午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして、町長、総務課長、議長、同席のもとに、議会運営委員会の委員、全員が出席いたしまして、一般会計の決算認定及び補正予算の審議方法については、予算審議と同様で、総務常任委員会に付託、他の常任委員会関係部分は、他の常任委員会で質疑終結までして、総務常任委員会に報告後、最終的に総務常任委員会で審査することなど、9 月定例会運営について慎重に審議をしました。その結果をご報告いたします。

大西豊議会 運営委員長	それでは、お手元に配布されております議事日程第1号について、ご説明を申し上げます。		
	日程第1	議会運営委員会報告	議会運営委員長
	日程第2	会議録署名議員の指名	
	日程第3	会期の決定	【本日より、10月5日の20日間と致します】
	日程第4	町政報告	
	日程第5	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長
	日程第6	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長
	日程第7	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長
	日程第8	満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告	満濃中学校改築調査特別委員長
	日程第9	政策充実特別委員会の委員長報告	政策充実特別委員長
	日程第10	認定第1号	平成21年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について 総務常任委員会付託
	日程第11	認定第2号	平成21年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託
	日程第12	認定第3号	平成21年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託
	日程第13	認定第4号	平成21年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託
	日程第14	認定第5号	平成21年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託
	日程第15	認定第6号	平成21年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について 教育民生常任委員会付託
	日程第16	認定第7号	平成21年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託
	日程第17	認定第8号	平成21年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について 建設経済常任委員会付託

大西豊議会 運営委員長	日程第 18	認定第 9 号	平成 2 1 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	建設経済常任委員会付託
	日程第 19	認定第 10 号	平成 2 1 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	教育民生常任委員会付託
	日程第 20	認定第 11 号	平成 2 1 年度まんのう町水道事業会計決算認定について	建設経済常任委員会付託
	認定第 1 号から認定第 1 1 号まで 1 1 案件は、関連がありますので、一括議題とさせていただきます。			
	日程第 21	議案第 1 号	まんのう町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	即決
	日程第 22	議案第 2 号	まんのう町職員の公益法人等への派遣等に関する条例等の一部改正について	即決
	日程第 23	議案第 3 号	字の区域の変更について	建設経済常任委員会付託
	日程第 24	議案第 4 号	平成 2 2 年度まんのう町一般会計補正予算案第 2 号	総務常任委員会付託
	日程第 25	議案第 5 号	平成 2 2 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第 1 号	教育民生常任委員会付託
	日程第 26	議案第 6 号	平成 2 2 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算案第 1 号	建設経済常任委員会付託
	日程第 27	意見書第 1 号	私学助成の拡充発展に関する意見書案	教育民生常任委員会付託
	日程第 28	意見書第 2 号	私学助成の充実に関する意見書案	教育民生常任委員会付託
	一般質問は、9 月 1 7 日、2 1 日の本会議にて行います。			
	以上の日程で、意見の一致を見、午後 0 時、委員会を閉会いたしました。			
	以上で、議会運営委員会の報告を終わります。			
	これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。			
	ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。			
	（「なし」の声あり）			
	質疑なしと認めます。			
	これをもって、質疑を終了いたします。			
大岡議長				

日程第2	大岡議長	日程第2 会議録署名議員の指名を行います。
日程第3		会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、11番 大西樹君、12番 藤田昌大君を指名いたします。
日程第4	栗田町長	日程第3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から10月5日までの20日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって会期は20日間と決しました。 日程第4 町政報告を行います。 町長 栗田隆義君。 それでは、6月定例議会以降の町政報告をさせていただきます。 まず、7月11日に執行されました参議院議員選挙では、与党の敗北により再び与野党にねじれ現象が起きることとなりました。未だ世界的な不況から脱していない我国において、政治経済の停滞は、相変わらず先が見えず、疲弊した私ども地方にとって一刻の猶予もなく、非常に厳しく憂慮すべき状況であると考えております。今後、国の方針がどのように進められていくのか、大変不透明感が強い現在、一掃の行財政改革を推進していく所存でございます。 8月29日には香川県知事選挙が執行され、真鍋知事の後任として浜田新知事が決まったことから、新たな県の成長戦略が積極的に展開されることを期待するところでございます。 また、三位一体の改革の流れに沿って地方分権推進が着実に進んでおりますが、残念ながら財源の裏付けが十分でなく、香川県には一層の支援を強くお願いする所存でございます。 国際交流事業による、中学生海外派遣事業につきましては、昨年は新型インフルエンザ拡大の影響により直前で中止となりましたが、本年は特に問題もなかったことから、昨年の派遣予定者を合わせた39名がシンガポールへ8月18日から23日までの5泊6日の海外交流に参加いたしました。帰着式では皆元気で、一回りたくましくなった感があり、外の世界に触れ合った感動と語学の大切さ必要性を肌身で体験してもらえたものと思います。 ハード事業の主なものとしては、21年度の繰越事業で地域活性化・経済危機対策交付金事業として7月23日に琴南小学校ラ

	栗田町長	ンチルーム新築工事を、同じく 8 月 1 8 日に繰越事業のきめ細やかな臨時交付金事業で火葬場へのアクセス道路であります町道西深田・五毛線改修工事を発注いたしました。 また、皆さまにご心配を掛けておりました、かりん温泉跡地利活用の健康生きがい支援センター改修工事においても 8 月 1 2 日に入札をおこないまして、早ければ年内にリニューアルを行い、新年度からの事業展開の準備を進めていくところでございます。 また、満濃中学校改築事業につきましては、先の全員協議会でもご審議をいただきましたように、P F I 手法導入可能性調査を経て、度重なる検討を行い、充分議論の末、現在の方針で進めていくことで合意をいただきましたので、最終調整の要求水準書を作成し、募集要項等を公表の後、事業者の募集を行う手続きに入ることとなります。 ソフト事業分野では、8 月 1 5 日に成人式がまんのう町町民文化ホールで、1 3 6 名の参加をいただき盛大に開催されました。次世代を担う若者のバイタリティ溢れる熱気を感じることができ、我まんのう町の将来に大きな期待を実感しているところでございます。 また、9 月は 1 5 日から老人週間です。今年も来週の 2 3 日に、町主催の 3 地区合同敬老会を丸亀市のアイレックスで開催予定となっております。一人でも多くのお年寄りにご参加いただき、楽しい一日をお過ごしいただければ幸いと存じます。昨年の 9 月議会では、町内の 9 5 歳以上の方が 1 0 4 名、うち 1 0 0 歳以上が 1 3 名と申し上げましたが、本年は 9 5 歳以上が 1 0 1 名、うち 1 0 0 歳以上が 1 6 名との報告を受けております。 イベントでは、7 月 1 8 日に仲南帆山地区でひまわり祭りが開催されました。今年は開花時期に雨が多かったため、生育に少しバラつきがあったように思います。8 月 2 2 日には仲南地区町民バレーボール大会が昨年より多い 1 0 1 チーム、6 5 8 名の参加をいただき、猛暑を吹き飛ばす熱戦が繰り広げられました。8 月 7 日にまんのうフェスティバル、8 月 1 3 日に琴南サマーフェスタがそれぞれ開催され、近年では最高と思われる人手を数えることができました。 防災関係では、琴南野口地区において土砂災害を想定した情報伝達訓練と避難訓練、及び土のうづくり・ロープの結束訓練を実施いたしました。 また、国際交流協会が外国人を対象に消火訓練・救急救命訓練を実施いたしました。1 0 月には神野地区において、地震を想定した避難訓練と救急救命訓練を実施する予定でございます。各地域、団体また学校等においても、仲多度南部消防本部の職員を派遣していただいた防災訓練を実施いたしております。 財政状況につきましては、平成 2 1 年度決算認定をお願いしておりますが、普通会計の決算状況では実質単年度収支 6 億 3 0 4 万 9 千円の黒字、実質公債比率は 1 1 . 2 % で対前年比 1 . 5 ポイントの改善となっております。
--	------	--

日程第 5	栗田町長 大岡議長 谷森総務 常任委員長	また、他の財政状況を表す指標につきましても、いずれも改善をいたしておるところでございます。今後とも、財政基盤の安定化に努めてまいりますのでご理解、ご協力の程をよろしくお願い申し上げます。 以上でございますが、6月定例議会以降の町政の一端をご報告申し上げます。 なお、お手元に町政報告をご配布いたしておりますので、お目通しいたきますようお願いを申し上げます。 町政報告を終わります。 日程第 5 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 総務常任委員長 谷森哲雄君。 それでは、総務常任委員会委員長報告をいたします。 去る9月3日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員6名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、所管課長全員の出席により総務常任委員会を開催いたしました。 町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、総務課長より、町内各地での交通安全、消防団に関する事業報告、火災に関しては6月から8月までで3件の火災が発生しており、また、救急出動状況については6月から8月までで266件の出動、また、交通事故の発生状況については6月から8月までで72件の人身事故、177件の物損事故の報告がありました。 また、参議院選挙、先日の香川県知事選挙の町内の投票率の報告がありました。 委員より、期日前投票の投票所について投票率をあげるため、本庁だけでなく各支所でも実施するべきではないかと意見があり、執行部より、投票率の向上については選挙管理委員会の使命であるので、手法を検討する必要があると考えており、次の選挙管理委員会で協議するとのことでした。 委員より、選挙の掲示板の再利用についての質疑があり、執行部より、まんのう町の場合は現在、掲示板をリースしており、業者とは1回の掲示ごとの契約をしている。掲示板の経費は、国政選挙及び県関係については、すべて国費、県費でまかなっており、町としての支出行為は発生しないが、少しでも無駄を無くし、経費削減を考えていかなければいけない。今回のケースのように選挙期間が近い場合は、契約方法等を検討していきたいとのことでした。 次に企画政策課長より、総合計画、過疎地域自立促進計画、地域公共交通対策事業進捗状況、福祉タクシー券助成事業の利用状況、廃校舎の利用状況、情報基盤整備事業の実績、長尾会館運営状況、出資法人関係、国際交流協会関係事業等の報告がありました。
--------------	---	--

	谷森総務 常任委員長	中讃テレビの加入率は再送信を含み2, 524戸、40.7%であり、一般家庭6, 200戸を対象としている。インターネット37.2%、光電話27.8%との報告がありました。 委員より、総合計画進捗状況の提示について質疑があり、執行部より、現在、各課ヒアリング中であり、取りまとめ次第ホームページに掲載する予定とのことでした。 委員より、過疎地域自立促進計画についての議会の審議の時期について質疑があり、執行部より、県との法定協議の前に実施するとのことでした。 また、委員より、中讃広域行政事務組合の情報システムの町の負担額について質疑があり、執行部より、先般の組合議会により負担方法が協議されたとのことでした。 また、委員より、中讃広域情報システムのサーバー型コンピューター導入について質疑があり、執行部より、今までの汎用型が維持できなくなり、サーバー型の導入が必要であるとのことでした。 委員より、地域公共交通協議会が運行するデマンド乗合タクシーの改善について質疑があり、執行部より、改善点については公共交通協議会にて審議し改善しており、改善内容については仲南タクシーと満濃タクシーの共通乗入れ部分の設定、デマンドタクシー運行時間の変更があり、今現在、問題になっている事項も協議会にて審議し解決していくとのことでした。 委員より、デマンドタクシーの国庫補助金の期間と補助終了後の経費の試算について質疑があり、執行部より、国庫補助は23年度で終了し、経費については2, 500万から2, 600万円を試算しており、今後は外部委託等を検討していくとのことでした。 委員より、自治会組織の改善についての質疑があり、執行部より、町政懇談会、各自治会からの問題点については担当課で検討し、解決できている状況である。色々、課題はあるが旧町来の組織を維持していくことを考えているとのことでした。また、町としては、まず新しく住所を移された方に住民生活課の方でパンフレット等を利用して自治会への加入を指導していくとのことでした。 委員より、集合自治会の提案があり、執行部より、連合自治会長会と議員会の意見交換会を考えているので、その中で提案をお願いしたいとのことでした。 次に税務課長より、納税通知書を7月10日に発送し、内訳として国民健康保険税2, 973件、調定額約4億2, 200万円、介護保険料6, 114名、調定額約3億4, 000万円、後期高齢者保険3, 740名、調定額約1億5, 500万円との報告がありました。
--	-----------------------	---

高木教育 民生常任 委員長	町長挨拶のあと、琴南支所長より、内科、歯科診療所の診療状況の報告があり、委員より、昨年と比較についての質疑があり、執行部より4月から7月分の4ヵ月分については、内科、歯科とも診療報酬が減少しているとのことでございます。 住民生活課長より、住民異動状況、人口・世帯数、総合案内窓口の状況、ごみ収集の状況、火葬事業、し尿処理事業、補助金の実施状況等の説明があったわけでございます。 委員より、戸籍上生存高齢者の問題についての質疑があり、執行部より、戸籍は住民票とは違い、市町独自で削除を行える権限がないために、現在、削除を行うための対応を法務局との協議を行っているが手続きが煩雑であり、事実関係の確認にも相当の時間を要するために、一気に解決できるものではないが、ひとつからでも処理していくよう、現在準備を進めているとのことでございます。 また、委員より、火葬場の職員についての質疑があり、執行部より、民間委託しており、丸亀市の株式会社五輪と単年度で契約しているようでございます。 また、委員より、えひめI2の講習会について質疑があり、執行部より、地域の婦人会等から依頼を受けて職員が講習を実施しているとのことでございます。 また、委員より、資源ごみ、可燃ごみ、不燃ごみの種類により、収集箇所数の違いがあるが統廃合はできないかとの質疑があり、執行部より、ごみ収集場所は自治会内で地域の実情を考慮した結果においての要望のあった場所へ収集を行っている。一部の地域においては、ごみの種類によって収集場所に違いがあり、自治会と協議したいとのことでございます。 また、委員より、最終処分場のエコランド林ヶ谷の下流域にある新林ヶ谷池の水を利用している追上地区の水田が塩害を受けていることに対し、管理者である中讃広域がどのような対策を行っているのか、また、地元まんのう町としての対応についての強い質疑があり、執行部より、管理者である中讃広域行政事務組合に対し、原因である焼却灰及び施設の改善等の要望をしており、塩害等の問題については、ただ一課が窓口となり対応しているが、この問題は重要であり、全庁的に取り組みがなされなければ解決はできるものではないとのことでございます。 午後からエコランド林ヶ谷、下大口のポンプ場、奥谷池の現地調査を行ったわけでございます。 次に福祉保険課長より、乳幼児医療、母子医療、重心医療等の福祉医療の給付状況及び国民健康保険等の医療給付状況、後期高齢者医療公費負担の状況、特定検診進捗状況、子ども手当、児童手当支払いの状況、スライドを使って詳しい町の医療費、また財政の状況等の説明等を行っていただいたわけでございます。 委員より、ジェネリック医薬品の住民への周知についての質疑等があり、執行部より、来年以降、住民に今使っている薬からジ
------------------------------	--

	高木教育 民生常任 委員長	エネリック医薬品に切換えたら医療費が下がる内容の通知を送付して啓発を行うとのことでございます。 健康増進課長より、行事報告、介護保険事業状況報告、特定健康診査受診者数、健康生きがい支援センターの状況、中讃圏域健康生きがい中核事業の状況、温泉送迎バス乗車人員状況、かんたんフィットネス参加者の状況等の説明があったわけでございます。 委員より、中讃圏域健康生きがい中核事業における塩入健康センターの利用についての質疑があり、執行部より、塩入健康センターは、高齢者の健康づくりのための施設であり、すでに器具等を一部搬入している経緯もあり、高齢者が気軽に使える器具を新しく導入することにより、利用が見込めるとの説明でございます。 次に学校教育課長より、主要行事報告、高篠幼稚園園舎増築工事についての詳しい説明があり、委員より、高篠幼稚園園舎増築工事における用地の買収についての質疑があり、執行部より、地権者との話が前向きに進んでおり、専門家に土地の鑑定評価をしてもらうとの状況でございます。 次に社会教育課長より、人権教育、社会体育、高齢者教育、女性教育、青少年教育、家庭教育、芸術文化、文化祭、公民館、国際交流等の行事報告、公民館月別実績、児童館利用状況の報告がありました。 委員より、公民館の管理についての質疑があり、執行部より、公の施設なので、原則的には町が管理人を置かなければならないが、地域の利用の実態もあるので、利用者からの管理の申出があった場合については、検討していくとのことでございます。 また、委員より、森のコンサートの予算について質疑があり、執行部より、森のコンサートは国費と町費で今まで実施してきたが、国の直接支払事業が昨年度で終了し、今年度より町の単独の開催になるために予算が減額しており、今後は工夫して開催していくとのことでございます。 以上で所管事務調査を行い、午後５時１５分に委員会を閉会いたしましたわけでございます。 これで、教育民生常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 １２番 藤田昌大君。 １２番、藤田です。学校教育について１点だけ。 先般ですね、６月議会の一般質問に対する関連だと思えますんで、ちょっと質問させていただきます。と、申しますのは、南小 学校の問題でね、一応、押さえとったつもりですが、新聞報道されました。そういった中でですね、委員会へどういう報告された
	大岡議長	
	藤田議員	

藤田議員	のか、ちょっとお聞きしたいと思います。今、委員長の方から報告がありませんでしたので、私が一般質問の中でですね、議会に対する報告はして欲しい言うことを言ってます。別に、問題にするつもりはありませんけれども、議会とですね、執行部との信頼関係の中でですね、疑問な点がありますので、ぜひ、私の一般質問の中でですね、出た部分が新聞報道された、そういった部分でですね、やはり教育民生常任委員会については、どういう経過を報告していただいて、どうなっているかのということですね、報告があればと思ひまして、教育民生常任委員長にですね、ちょっとお伺いします。
大岡議長	16番 高木堅君。
高木教育 民生常任 委員長	藤田議員さんの今の質問ですが、委員会での教育委員会からの報告等はございませんが、私も教民の委員長として、教育長さんには、何度も色々な、今現在の、今までの状況等を伺っております。なお、今の段階での状況では、どうこう私の方から言う立場でございませんので、そのへんをご理解お願いしたらと思います。 (分からなかった言うたけん、それでええ。)
大岡議長	他に質疑は。
本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 すいません、2点ほどお伺いしたいのですが、先ほど町政報告の中で町長の方からもお話があった、かりん温泉の改修工事ですが、予算額においては6,500万の額がついているんですけれども、5,000万以上の金額は議会に諮るという部分において、議会の方には諮られてませんので、その工事金額というのが、5,000万を超えていないということ、入札によって超えなかったのかどうかということ、まず1点。 あともう1点がですね、高篠幼稚園の増築工事の話がありましたけれども、予算時には5,000万という予算をつけてきましたでですね、それちょっとおかしいんじゃないですかというお話があったんですが、その後予算が通った後に当然設計等が入ったと思いますが、それにおいてですね、予算の変動があるのかどうかとか、そういった部分について、説明があったのかと言う2点、よろしくお願いします。
大岡議長	16番 高木堅君。
高木教育 民生常任 委員長	まず、かりん温泉、元かりん温泉の改修の件についての、工事関係に入っとることは先ほど町長の町政報告にもありましたが、それは報告受けておりますが、予算金額云々については、今、これちょっと急に言われたんで、僕これ聞いておるか、おらんかははっきり記憶してないんですが、今の進捗状況、また今の状況等はお聞きしたと思います。 なお、本屋敷議員さんが言う、高篠幼稚園の5,000万の予算云々の件の、計上している云々の図面等ができて、その説明等

高木教育 民生常任 委員長	があるかないかというようなことであろうかと思いますが、その分は、その件については、十二分に、今、色々な説明は委員会では受けましたが、色々な面で細部に渡って、十分後で困らないようなことを十二分に検討してくれという委員の指摘等がございました。なお、この先ほど、私の報告の中でしましたが、用地関係については委員会で、前の委員会での委員からの質問等を十二分にしておりますので、また、それを要望しておりますので、それに関して、もっと積極的に取り組まなくてはいけないんでないかという強い要望といたしますか、ご意見を促しております。なお、すっきりすることは、スピーディに物事は、スピーディに解決することはしなさいよということと、前回に説明が教育課長の方から説明がありましたが、面積等云々、図面等を参考に今の荒々の、今現在の図面等を契約を見していただいたわけですが、それに関して、前との平米数のかなりな増加、また内容の違い等がございますので、ある程度はしっかりした形での予算とかその分には、十分認識をしながら、また確認を取りながら、責任を持った説明をしてくれなくてはいけないということを言っております。当然、課長が説明したのと平米数もかなり違いますので、そのへんも十分質疑しておりますので、ご理解のほどお願いしたと思います。以上です。
大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 最初のかりん温泉の件ですけれども、教育民生常任委員会を傍聴させていただいた時に資料として出たのかどうか忘れたんですが、確か工事が2つに分れとってですね、何ですか、2つに分かれて発注されとった覚えがあるんですけれども、それで5,000万を超えないようにしているというふうに記憶しているんですが、その中でですね、下級審の方で5,000万を超える工事を2つに分けて発注することは違法であるというような判例が出とんですけども、そういったことが委員会の中で話し合われたのかどうか。その点、話し合われてないのであれば、結構です。
大岡議長 高木教育 民生常任 委員長 大岡議長	それとですね、高篠幼稚園の予算における面積が変わるということはですね、金額に対して面積が変わっていくのでは、予算としてはおかしいのではないかという部分がありますので、そのあたり今後教育民生の方で納得のいくような資料を提出していただけるのかどうか。その2点よろしく願いいたします。 16番 高木堅君。 極力、執行部の方に議会に分かるような資料の提出をお願いしたと思います。 なお、本屋敷議員が言われた、私もこれ忘れており、ちょっと記憶が薄らいでおりましたが、建築工事と設備工事とのあれを分離発注、それぞれの形で分離発注で工事が進んでいるという報告を受けました。確か、そういうことだったと思います。 他に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり。)

日程第7	大岡議長 藤田建設 経済常任 委員長	質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第7 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。 建設経済常任委員長 藤田昌大君。 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。 去る9月2日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員による委員会の事前の打ち合わせを行い、午前9時45分より、委員全員、執行部より、町長、副町長、総務課長、所管課長全員の出席により、建設経済常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査、その他であります。 栗田町長挨拶のあと、産業経済課長より、農業委員会定例会の開催状況の報告。農林振興関係として、戸別所得補償モデル対策作付確認を普及センター、農協、共済組合と一緒に8月6日・9日から11日の4日間実施。稲作文化伝承事業として、実行委員会を6月3日に、田植式を6月26日に実施し、抜き穂式を9月25日に実施する予定との報告がありました。グリーン・ツーリズムの推進事業として、島ヶ峰地区そば栽培体験に39名の申込みがあり、説明会を7月25日に開催。琴南地区林業推進委員会を6月9日、10日に開催し、補助事業の概要説明等を実施。農業用軽油免税証の交付申請を8月10日、11日、20日の3日間に本庁・支所にて実施。中山間地域等直接支払制度説明会を仲南地区7月29日、満濃地区30日、琴南地区8月2日に開催し、第3期対策についての説明を実施したとのことであります。 商工観光関係として、商工委員会を7月5日に開催。第34回まんのうフェスティバルを8月7日、8日に開催。高松空港での空の駅かがわオープニングセレモニーが7月13日に行われ、町の特産品の展示をしているとのことであります。瀬戸内国際芸術祭市町の日イベントに参加し、7月24日、25日、31日、8月1日にサンポート高松において、町の特産品等の出展販売を実施。ハローワークから出張就業相談会が8月26日に役場であり、相談者は17名あったとのことであります。その他各行事の実施予定と、かりんの丘公園、かりん会館、かりん亭の利用状況の報告がありました。 委員より、農地法3条、4条、5条の内容について質疑があり、執行部より、3条は農地を農地としての貸借、売買、4条は所有者本人が農地を他のものに転用、5条は農地転用に伴う売買、貸借するとのことでした。 また、委員より、農地の売買、貸し借りの状況について質疑があり、執行部より場所にもよるが昔に比べ売買単価は下がってきており、賃借料については少額の事例が多くなっているとのことであります。
-------------	--	--

藤田建設 経済常任 委員長	委員より耕作放棄地についての質疑があり、農業委員会では耕作放棄地のパトロールにて調査、指導を実施し、耕作放棄地の解消に努めているとのことでありました。 委員より、有害鳥獣の関係でアライグマの被害状況についての質疑があり、執行部より、県下において東讃から広がってきて西讃、三豊地域にも出て来ており、対応策として箱わなを貸出しているとのことでした。 委員より、空の駅と芸術祭の対応についての質疑があり、執行部より、町より各種団体を募り対応しているとのことでありました。 次に、建設土地改良課長より、下水道、集落排水使用料、接続件数、町内主要ため池貯水状況、工事関係について報告がありました。 工事関係については、土地改良関係では町事業主体の単独県費補助の仲南地区春日久保農道改修、平山2号農道改修、追上水路改修が10月以降発注予定とのことでありました。 林務関係では、開設事業の琴南地区、笠形線が6月16日発注、仲南地区の塩入三野線が10月以降発注予定。改良事業の仲南地区塩入三野線が8月12日発注、琴南地区家六線が10月以降に発注予定。治山事業の仲南地区生間が8月5日発注とのことでありました。 土木関係では、平成21年度繰越事業の琴南地区の造田六地蔵線が現在進捗中であり、公共県単では仲南地区の町道帆山本目線が8月11日に発注、満濃地区の榎林佐岡線、仲南地区の追上地区国道32号線改良に伴う造成工事が10月以降発注予定。地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業としては、満濃地区の町道西深田・五毛線改良工事が8月18日に発注とのことでありました。 また、都市計画関係の満濃池周辺整備では町道五毛線改良工事。 建築関係では、長尾団地の改良住宅水洗化改修工事等が10月以降発注予定であるとの報告がありました。 委員から、町道西深田・五毛線改良工事における火葬場の使用について質疑があり、執行部より、仮設の駐車場を準備して対応するとのことでありました。 次に、地籍調査課長より、本年度の計画等について説明がありました。 委員より、研修参加の基準についての質疑があり、執行部より、初任者で経験のない職員とのことでありました。 委員より、一筆現地調査の対象住民への連絡について質疑があり、執行部より、通知に日程表を添付しており、また直接電話でも対応しているとのことでありました。 次に、かりんの丘公園、ほたるみ公園等の管理状況等の現地調査を行いました。
------------------------------	---

藤田建設 経済常任 委員長	次に水道課長より、満濃池の貯水状況は８０％の１，２４１万トンであり、地蔵前ダムの貯水状況は８４％の７５，８００トンである。昨年度に自己水源対策事業で実施した、照井地区の井戸からは日量４００から５００トンの取水をしているとのことでありました。 一昨年より住民の方々にご迷惑をおかけしました、満濃池を原水としている高屋原浄水場の臭気については、本年７月より高度浄水処理施設を使用して、安全でおいしい水を配水しているとのことでありました。 また、２２年度の工事発注状況については、昨年度に引き続いて行っている石綿管更新事業を、真野地区光教寺から東の町道にダクタイト管Φ１００から１５０を１，４００ｍ施工予定。また、造田地区導水管敷設工事についてもΦ７５を４００ｍ施工予定で計画しており、いずれも現在設計業務を発注している。工事の発注は１０月頃を予定しているとの説明がありました。 委員より、石綿管更新の工事实施方法について質疑があり、執行部より、４工区にわけて実施するとのことでありました。 委員より、高度浄水処理施設の職員の対応について質疑があり、執行部より、職員が全員対応できるように準備しているとのことでありました。 以上、所管事務調査を行い、午後３時委員会を閉会いたしました。 以上で、建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。
大岡議長	これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長の報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 １３番 三好勝利君。
三好議員	もう、毎度毎度おんなじことで、ほんとに子どもの使いじゃあるまいし、もう近所の人に笑われて、今朝も笑われて、ほんとに布団かぶって寝ようかなと思うような状態なんです。皆さん知っておられると思いますけど。今の建経の委員長の報告の中に、山の中、それから五毛線、これもいるでしょう。日に５台、１０台通ってもやっぱり、道路は道路。年に１台通っても道路は道路。朝から晩まで何百台、何十台という方が通って、毎日泣いておるわけですよ。その分が委員会に出なかったと、私は今報告で聞いております。執行部もどのように考えておられるのか。執行部に聞いても、これは委員長の質問ですけど。いや、本当に。それで、結局最近、近くで、例の近くでやっております。社会資本整備なんかかんとか言う補助金です。これは何の補助金など。どこぞ外国から来た分の補助金など。分からん人は。何でなど。横やって、こっちは何で一番困るとどこでけんのなど。今やっとなとも、着工しとなともそら必要でしょうと。一番皆さんが泣いて沸いて、４年間泣き続けてきたとこの分は何を考えとんじゃ、

三好議員	行政はと。はっきり言うて、言われとんですよ。ほんと。今朝それで遅れて来たんです。国、県へ要望はしてあります。ただ、地域の人はさっきも言うたように、どこぞ外国からの補助金でこれはでけんのですか、と。すべてお金は国から、県から来るんじゃないですかと。それは誰が出すんですかと。総理大臣が出すんですか。町長が負担するんですか。議員が負担するんですか。これはすべて税金でまかなえる。税金でまかなうんだったら、地元の人は別にAと言う補助金だろうが、Bと言う、Cと言う補助金、それは関係ないと。はっきり言うて。まあ、一般質問出してありますけど、ね。そういう考えなんですよ。町はこの4年間なり、また5年に入りながら、なおかつまだ具体的なあれが出ない。この10月に陳情があるんですけど、それまでは待ってくれと言うと。いつまで待たすんやと。あんた、後何年議員するんやと。もう辞めたらええんと違うかと。はっきり言うて言われてます。そらそうでしょう。あれぐらいの道路の整備ができない。憲法違反、法律違反。そんなに違反してない分のあれが、できないというのは人間の感情だけなんですよ。はっきり言うて。地元の人は本当に泣いてますよ、これ。私はこれで5回も6回も10回も、おそらくまた他の議員さん、またあれを言いよんかと。やっぱりやるまで、やはり住民が安心して渡れるまでは、やっぱり、やるのがやっぱり地域の私は議員としての役目だと思うんです。この大事な建経の委員会にそれが出なかったか、どうか。出たけどもうちょっと待ってくれと言われたのか。それとも山の中もすべていります。だけど、どれを最優先として、町としては取り組んでいくのか、委員長ちょっと報告お願いします。
大岡議長 藤田建設 経済常任 委員長	12番 藤田昌大君。 三好議員さんの質問にお答えします。 県道丸亀三好の改善工事でありますので、まんのう町建設経済常任委員会の所管でありませんので、この所管、委員長報告にはありません。ただ、委員会の委員としては、みんな関心持ってましたんで、持ってますので、この委員会以外にですね、そういった今の現状もですね、聞きながら対応していることは事実でありますので、一切委員会としては対応してない言うことはありません。ただ、委員長報告の中にですね、する分ではないだろうということで、あえてしてないいうことを報告しておきます。以上です。
大岡議長 三好議員	13番 三好勝利君。 委員長の本当に辛い立場というのはよう分かった上での質問でございます。 ただし、辛いかどうか、県のもんじゃ、国のもんじゃ、町とはまあ、管轄と言うならば、町内にあるのは、やはりある程度は町がやっぱり積極的に責任を持って、解決して乗り込んで行いかなんだら、なんもできんと思います。以上です。返答は、これ皆さん聞いとるわけで、十分聞いとってください。返事は結構です。

日程第9	本屋敷満濃 中学校改築 調査特別 委員長	図書館及び善通寺市立東中学校、三豊市立高瀬中学校の視察を行いました。 検討の中で、多くの議員の中から出た意見として、当事業における地元業者の育成という課題では、執行部説明では、P F I 事業において、事業者選定の評価基準の中で、地元業者の活用が高い提案をした事業者の得点を高くすることや、P F I 事業特有の銀行提携の中で、キャッシュフローのチェックにより、地元事業者への賃金の流れが確認できる点などから、従来方式による整備と比べて地元業者の活用が劣るとは思えないとの説明がありました。 また、まんのう町立満濃中学校改築・地域開放施設整備計画においては、検討委員会において財政面での検証がされていないために、必要とされている整備が華美であり過ぎないのか等の不安があるという意見があり、現在、執行部の方で長期的な財政面、費用対効果等の計算をしていると言う事であります。 今後、その結果を基に満濃中学校、町民体育館、図書館に必要とされる設備を委員会でも検討をしていきたいと思っております。 町民に対する説明では、議員の中からも執行部に対しどうするのかという意見が出ていますが、町長よりそれは当然していきますという答えをいただいております。 しかしながら、10月当初に要求水準書が発表と言う事になれば、この9月議会中において、委員会を開催する必要性があると考えております。
	大岡議長	以上で、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、満濃中学校改築調査特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
	大西豊特別 委員長	日程第9 政策充実特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 政策充実特別委員会の委員長の報告を求めます。 政策充実特別委員会委員長 大西豊君。 政策充実特別委員会の委員長報告を行います。 去る7月27日、午前9時30分より、第1委員会室におきまして、委員全員の出席により、第1回政策充実特別委員会を開催

	大西豊政策 充実特別 委員長	いたしました。平成２２年第１回定例会で否決された、まんのう町政治倫理条例のこれまでの経緯の確認、内容について議論し、今後はこの条例をたたき台とし、調査研究を行うことにしました。 次回の委員会までに委員各自にて、調査研究することとし、午前１１時５０分委員会を閉会いたしました。 また、去る８月１９日、午前９時３０分より、第１委員会室におきまして、委員全員の出席により、第２回政策充実特別委員会を開催しました。まんのう町政治倫理条例の条文について検討しました。 検討した内容については、次回の委員会までに委員各自において、調査研究することとし、午後０時３０分委員会を閉会いたしました。 また、去る９月１０日、午前９時３０分より、第１委員会室において、委員全員の出席により、第３回目の政策充実特別委員会を開催いたしました。前回から引き続いて、まんのう町政治倫理条例の条文について検討しました。 次に、平成２２年第１回定例会で否決された、まんのう町議会基本条例のこれまでの経緯の確認、内容について議論し、今後はこの条例をたたき台とし、調査研究を行うこととしました。 検討した内容については、次回の委員会までに委員各自にて、調査研究することとし、午後０時に委員会を閉会いたしました。 以上で、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、政策充実特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。
日程第 10		日程第 10 認定第 1 号 平成 21 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 11		日程第 11 認定第 2 号 平成 21 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 12		日程第 12 認定第 3 号 平成 21 年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 13		日程第 13 認定第 4 号 平成 21 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 14		日程第 14 認定第 5 号 平成 21 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 15		日程第 15 認定第 6 号 平成 21 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 16	大岡議長	日程第 16	認定第 7 号	平成 2 1 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 17		日程第 17	認定第 8 号	平成 2 1 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 18		日程第 18	認定第 9 号	平成 2 1 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 19		日程第 19	認定第 10 号	平成 2 1 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 20		日程第 20	認定第 11 号	平成 2 1 年度まんのう町水道事業会計決算認定について
		以上、認定第 1 号から認定第 1 1 号までの 1 1 案件について、会議規則第 3 7 条により一括議題といたします。		
		提出者から提案理由の説明を求めます。		
	栗田町長	町長 栗田隆義君。		
		ただ今上程されました		
		認定第 1 号	平成 2 1 年度まんのう町一般会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 2 号	平成 2 1 年度まんのう町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 3 号	平成 2 1 年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 4 号	平成 2 1 年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 5 号	平成 2 1 年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 6 号	平成 2 1 年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 7 号	平成 2 1 年度まんのう町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 8 号	平成 2 1 年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 9 号	平成 2 1 年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 10 号	平成 2 1 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について	
		認定第 11 号	平成 2 1 年度まんのう町水道事業会計決算認定について	
		をご説明申し上げます。		
		一般会計につきましては、歳入決算額が 1 0 4 億 4, 0 6 7 万 4 0 0 円、歳出決算額が 9 5 億 6, 1 9 2 万 7, 6 9 7 円、歳入歳出差引残額が 8 億 7, 8 7 4 万 2, 0 0 0 円。すみません。歳入歳出差引残額が 8 億 7, 8 7 4 万 2, 7 0 3 円。翌年度への繰越額としては 7 億 3, 0 6 1 万 7, 7 0 3 円、その内の 3 億 7, 0 0 0 万円は翌年度の基金繰入金でございます。財政調整基金には 4 億 3, 3 0 0 万円の積立を行っており、年度末基金残高は 2 2 億 9 1, 0 0 万 7, 0 0 0 円となっております。また、年度末		

	黒川会計 管理者	これらを差し引いた額が、翌年度への繰越額7億3,061万7,703円となります。21年度の決算残額が、22年度予算にかかる補正財源等を見越しても、余剰金等が出ると思われましたので、地方自治法第233条の2の規定によりまして、余剰金処分として、繰越額の2分の1以上に当たる3億7,000万円を財政調整基金として積み立てることにいたしました。決算の詳細につきましては、2pから224pにかけての歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書に掲載のとおりでございます。 歳入につきましては、昨年度より5.7%の増額です。これは国の補正予算に関連した地域活性化の各種交付金、また定額給付金給付事業費補助金等の追加によるものが主な要因でございます。歳出につきましては、昨年度より4.3%の伸びでございます。主な要因は、歳入と同様に地域活性化交付金、定額給付金等に係る事業実施による臨時的な経費の増加によるものでございます。 続きまして、225pをお開きください。 認定第2号、平成21年度まんのう町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算についてでございます。 歳入決算額22億2,910万1,251円、歳出決算額22億868万175円で、歳入歳出差引残額は2,042万1,076円でございます。同額が翌年度への繰越金となります。 決算の詳細につきましては、226pから264pにかけて、歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書に掲載のとおりでございます。歳入につきましては、昨年度より4.4%の減、歳出は1%の減でございます。 次に、265Pをお開きください。 平成21年度まんのう町国民健康保険直診勘定歳入歳出決算についてでございます。 歳入決算額3,115万668円、歳出決算額同額の3,115万668円で、歳入歳出差引決算残額はございません。 決算詳細については、266pから278pかけての歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書に掲載のとおりでございます。歳入歳出ともに、昨年度より6.2%の増でございます。 次に、279pをお開きください。 認定第3号、平成21年度まんのう町老人保健特別会計歳入歳出決算についてでございます。 歳入決算額4,071万1,185円、歳出決算額3,551万1,779円で、歳入歳出差引残額が519万9,406円でございます。翌年度への繰越財源はございません、同額が翌年度の繰越額となります。 決算詳細については、280pから294pにかけての歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書に掲載のとおりでございます。歳入につきましては昨年度より98.8%の減、歳出は88.2%の大幅の減となっておりますが、ご承知のとおり、老人保健は平成20年度から後期高齢者医療制度へ変わることとなったために、平成21年度分以降は、過年度分の精算を見込んだ予算とな
--	-------------	--

	黒川会計 管理者	ることから、大幅に減額となっているものとございます。 295 pをお開きください。 認定第4号、平成21年度まんのう町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。 歳入決算額2億5,794万7,551円、歳出決算額2億4,872万229円で、歳入差引額が922万7,322円でございます。翌年度への繰越財源はございません。同額が翌年度繰越額となります。 決算の詳細につきましては、296 pから310 pにかけての歳入歳出決算書並びに事項別明細書に掲載のとおりでございます。歳入については、昨年度より4.1%の増、歳出についても4%の増となっております。 次に、311 pをお開きください。 認定第5号、平成21年度まんのう町介護保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。 歳入決算額21億2,874万8,415円、歳出決算額20億8,835万3,468円で、歳入歳出差引額が4,039万4,947円でございます。翌年度への繰越財源はございません。同額が翌年度への繰越額となります。 決算詳細につきましては、312 pから350 pにかけての歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書に掲載のとおりでございます。 次に、351 pをお開きください。 認定第6号、平成21年度まんのう町診療所特別会計歳入歳出決算についてでございます。 歳入決算額1億2,158万4,100円、歳出決算額9,543万4,149円で、歳入歳出差引残額が2,614万9,951円でございます。翌年度への繰越財源はございません。同額が翌年度への繰越額となります。 決算の詳細につきましては、352 pから368 pにかけての歳入歳出決算書並びに事項別明細書に掲載のとおりでございます。歳入につきましては昨年度より7.7%の減、歳出は2.1%の増となっております。 次に、369 pをお開きください。 認定第7号、平成21年度簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。 歳入決算額2億7,814万9,380円、歳出決算額2億5,795万5,735円で、歳入歳出差引額が2,017万3,645円でございます。翌年度への繰越財源はございません。同額が翌年度への繰越額となります。 決算詳細につきましては、370 pから386 pにかけての歳入歳出決算書並びに事項別明細書に掲載のとおりでございます。歳入につきましては昨年度より1%増、歳出については4.5%の増となっております。
--	-------------	---

	黒川会計 管理者	次に、３８７ｐをお開きください。 認定第８号、平成２１年度まんのう町下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。 歳入決算額２億２３７万８２５円、歳出決算額１億９，７３１万３，４６０円で、歳入歳出差引額が５０５万７，３６５円でございます。翌年度への繰越財源はございません。同額が翌年度繰越額となります。 決算詳細につきましては、３８８ｐから４０６ｐにかけて歳入歳出決算書及び決算事項別明細書に掲載のとおりでございます。歳入につきましては昨年度より１０．９％の減、歳出は１２％の減となっております。 ４０７ｐをお開きください。 認定第９号、平成２１年度まんのう町農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてでございます。 歳入決算額２，８７８万５，８８５円、歳出決算額２，７９５万２，３９４円で、歳入歳出差引残額が８３万３，４９１円でございます。翌年度への繰越財源はございません。同額が翌年度繰越額となります。 決算詳細につきましては、４０８ｐから４１８ｐにかけての歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書に掲載のとおりでございます。歳入につきましては昨年度から９．６％の減、歳出は１２．１％の減となっております。 次に、４１９ｐをお開きください。 認定第１０号、平成２１年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。 歳入決算額５，６８０万７，９１８円、歳出決算額５，６８０万７，９１８円で、歳入歳出差引残額はございません。従って翌年度への繰越額もございません。 決算の詳細につきましては、４２０ｐから４３２ｐにかけて、歳入歳出決算書並びに決算事項別明細書に掲載のとおりでございます。歳入、歳出共、それぞれ昨年度から３７．２％余り減となっております。この減額の主な要因は、市町設置型浄化槽整備補助事業の廃止によるものでございます。 最後に、財産に関する調書を４２７ｐから４３３ｐにわたって掲載しておりますので、お目通しのほど、よろしくお願いいたします。 以上で、認定第１号から第１０号までの説明を終わらせていただきます。 ご審議いただき、ご認定のほど、よろしくお願いいたします。 失礼いたしました。最後の財産に関する調書のページ数につきまして、４２７ｐと申しましたけれども、４３３ｐから４３９ｐの誤りでございますので、訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。
--	-------------	---

大岡議長 岡澤水道 課長 大岡議長	水道課長 岡澤勉君。 それでは、別冊にあります平成２１年度まんのう町水道事業会計決算報告書についてご説明させていただきます。 認定第１１号 平成２１年度まんのう町水道事業会計決算の認定についてでございますが、公営企業法第３０条第４項の規定により議会の認定を求めるものでございます。 １ p をお開きください。 平成２１年度まんのう町水道事業会計決算報告書の収益的収入及び支出でございますが、このうち収入の部でございます。決算額といたしましては、２億５，９０９万４，０５２円となっております。またそれに対します営業費用に要する支出でございますが、決算額といたしましては２億１，８０６万８，５９８円となっております。 ２ p をお開きください。 資本的収入及び支出を明記しております。まず施設の整備に伴います資本的収入の金額の決算金額でございますが、５億７，８１８万９，０００円でございます。支出済の金額でございますが、６億８，４２２万３，０５８円となっております。差し引き額１億０，６０３万４，０５８円不足するところでございますが、この不足額につきましては、下段に記入しておりますように、消費税資本的収支調整額２，９７５万７，８２７円、また当年度損益勘定留保資金から７，６２７万６，２３１円を補填させていただくものでございます。 ３ p をお開きください。 平成２１年度まんのう町水道事業会計損益計算書を明記してございます。税抜きで表示しています。１番の営業収益でございますが、２億３，８３５万１，７８７円。また２の営業費用でございますが、１億８，０７１万０，２６２円です。３の営業外収益でございますが、９１３万１，２０５円でございます。また、それに対します営業外費用といたしましては、３，２３３万６，２４９円でございます。５の特別利益についてはございません。また、６の特別損失でございますが、２１７万８，１７２円。これは不納欠損した金額でございます。従いまして、当年度純利益といたしましては、３，２２５万８，３０９円となっております。 ７ p と８ p をご覧いただきますと、７ p から８ p につきましては、平成２１年度まんのう町水道事業会計報告書を掲げてございますので、あとからお目通しいただけたらと思います。 以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 質疑にはいる前に監査委員が議場におられますので、審査の報告をお願いいたします。
---	---

大岡議長 三好監査 委員	監査委員 三好勝利君。 それでは、決算審査の報告を申し上げます。 認定第1号から第11号の決算審査報告。平成22年9月16日。 決算審査の報告を申し上げます。 地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項、及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成21年度まんのう町一般会計歳入歳出決算、同年度各特別会計歳入歳出決算、及び水道事業会計決算、並びに基金の運用状況を審査した結果をご報告申し上げます。 去る8月23日、24日、町役場におきまして、増田代表監査委員さんと私で決算の審査をいたしました。 審査は、決算書、関係帳簿、証拠書類により行いました。 審査の結果につきましては、審査に付された歳入歳出決算及び書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されておりました。 決算の計数につきましても、関係諸帳簿と照合した結果、正確であることを認めました。 また、基金の運用についても適正な運用がなされていることを認めました。 以上で、決算審査の報告を終わります。 これをもって、審査報告を終わります。 これより、認定第1号から認定第11号までの11案件に対しての質疑にはいります。 本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。
大岡議長	
谷森議員	17番 谷森哲雄君。 総括的かつ基本的なことではないかと思うんですが、やはり決算書の掲載言うんですか、書き方のことでちょっとお尋ねするんですが、例えば、これ437pに基金の内訳があるわけですが、その中で、区分と言うところで、現金というふうに記載されておるんですが、私が思いますのは、すべて現金でなくして、現金預金と、こういうような形で基金は積んでおるかと思うんですが、当然その預金も、例えば基金の7割か8割ぐらいは銀行への預金かなと思うんですが、この区分が現金になっておりますので、こういう掲示の仕方について、どのような形でこうなっておるのかお尋ねいたします。
大岡議長 齋部課長	総務課長 齋部正典君。 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。

齋部総務 課長	ページ473pにおける基金のこの区分が現金となっているということで、通常でしたら預金とか何とか言う表示がいいのではないかとわかれてるのではないかと考えております。 これはですね、区分的に会計上はですね、そういうのも含めて証書とかそういうのも含めて、現金という表示をさせていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。
大岡議長 谷森議員	17番 谷森哲雄君。 非常にこう、具体的なことをお尋ねするんはどうかと思うんですが、もし差支えがなければ、例えば、どの程度預金で保管されとんかなど。こういうその公言うんですか、の席ではあんまりこうお答えしにくいとは思いますが、もし差支えがなければお尋ねいたします。
大岡議長 黒川会計 管理者	会計管理者 黒川永二郎君。 谷森議員さんのご質問にお答えいたします。 先ほど総務課長の方からもご説明ありましたが、基金については原則現金で保管するということで、できるだけ安全かつ有利な方法で運営するということになってございますが、現在、まんのう町での基金の保管につきましては、すべて金融機関に預金をしております。
大岡議長 本屋敷議員	その中で、具体的な数字はまたあとで資料提出させていただいても結構ですので、半々に分けまして、いわゆる決済用預金、それから、ご存知のようにペイオフの関係がございます。先般の日本振興銀行が破綻したような状況が起きるとも限りませんので、原則的には決済用預金で全額しておけばいいのかなと思いますけれども、やはりそれでは利息の収入も何もございません。ただ、いわゆる経済の状況とかそういうのを見ながら、ある程度は定期預金等で、また有価証券等で保管する方が安定的な利息の収入や保管もできるかということに思っておりますが、現在は金融機関へ決済用預金と定期預金で預けているというような状況で、だいたい金銭的には全体の4割程度が決済用預金で、あとの6割は定期で預金しております。
	5番 本屋敷崇君。 資料についてなんですけど、平成21年度決算に伴う議会提出参考資料で、不能欠損額調書と収入未済額、不要額の調書を出していただき、ありがとうございます。 それとですね、総合計画に伴う実施計画の年次目標の書類があるんですけども、それで21年度分と言うのがずっとあるんですが、その達成度がどうなっているのかと言うのは当然、決算の書類と併せて出ていると思いますので、その説明をお願いしたいなと思うんですが、説明が長くなるのであれば、あとから書類として出していただければいいと思います。

大岡議長 川田企画 政策課長	企画政策課長 川田正広君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。 平成21年度に係ります総合計画実施計画のですね、実績でございますが、ただ今、各課、町長ヒアリングを実施しております、概ね10月上旬ですべての課のヒアリングを終了したいと考えております。これにつきましては、実施計画でございます達成指標以外にもですね、実施に係る、実績に係る詳細もヒアリングしてございますので、それも含めまして、整理した形ですね、ヒアリング終了後に速やかにご報告できたらと思っております。 また、町政報告にもございましたとおり、実績とまりました折にはですね、町のホームページにも掲載する予定にしてございますので、完成次第ご報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 今、課長の方から説明を受けたんですけれども、当然決算というのは前年度の予算が目的に合わせて執行されているかどうかというの、の認定でありますからその中において総合計画と言う、町の指針の中における、実施計画、それは言うたら達成度というのは、お金を効果的に使っていか使っていないかという部分においては、大きな指針になりますので、できれば来年度からは決算に合わせましてですね、実施報告の達成度、総合計画におけるそういったお金、支出が適正にされているのかと言う部分を見るために、出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
大岡議長 川田企画 政策課長	企画政策課長 川田正広君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えします。 今回のヒアリングにつきましては、22年度の実施状況、またそれ以降の24年度までの基本計画、前期分も含めまして、見直しを行っておる関係がございまして、決算後相当な時間をいただいたわけでございます。そのへんご理解いただきまして、より分かりやすい実施計画の達成状況を報告するためにも若干お時間いただいたところでございますが、次年度につきましては、より一層ですね、合理的に事業も進めまして、なるべく早い時期に報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。
大岡議長 藤田議員	他に質疑はございませんか。 12番 藤田昌大君。 丁寧なですね、報告書でありますので、あんまりしたくありませんけれども、去年のですね、計画の中で、協議して欲しいといったことでやったんですけど、残念ながらそれが受けられなかったという部分でですね、火災報知器の件であります。火災報知器ので

藤田議員	すね、総務費の総務管理費の火災報知器の部分ですすね、2, 900万の不要額が出ておるようでありますけれども、これらについてはすね、した時にもっともつですすね、1件について2つ3つのすすね、補助金が出ないのかという質問したと思うんですすね。ですから、今の状況の中では、1家庭1箇所ではすすね、火災報知器のあれが、現実に関わんのでないかということですから、1回希望があれば、無償と言うことは無いんですけれども、3分の1なり2分の1なりを補助金の減額をしながらすすね、要望があれば付けて欲しいと言うことも申し上げとったんですけれども、その中で、町長それは考えていないと言う答弁でありました。こんだけのすすね、相対的な部分からはどれが入るとるかわかりませんけれども、そのぐらいの予算は付いたんでないかなと、不要額の額から言えますと。その分でちょっとご説明いただけたらと思いますので、よろしくお願いします。
大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 藤田議員さんのご質問にお答えをいたします。 この火災報知器につきましてはすすね、各世帯に1つという話で動いております。最初に皆さん方に周知をしているのがそういう形で、どれだけの方が募集の申込みがあるかというのが読めません。全体の世帯数から把握して予算を組むわけですが、そこで余りがどのぐらい出るだろうとか、余る場合には例えば半額は補助するとか言うのは、設定は最初の段階ではもうできません。よって、最初に要綱を作って、住民に周知をするということになりまして、結果的にこのような不要額が出たということになります。今後、このような制度と言いますか、このような補助はすすね、交付事業がまたあればすすね、改めてやり方を検討して行きたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。
大岡議長	12番 藤田昌大君。
藤田議員	結果的な部分で仕方ないと思うんですすね。ですけれども、やはり私達が要求して行った中ですすね、聞く耳もたんとする対応だったと思うんです。その時は。ですから、ぜひそういった姿勢をすすね、やはり、そういったあるんならばすすね、こんだけの予算、不要額出る。火災報知器だけでこんだけ出たとは思いませんけれども、確かあれが89万ぐらいやったと思うやけどな。丸井工務店やったかな。火災報知器。そういった部分と比べればすすね、やはりもうちょっと予算をすすね、適正に執行できんのかなという気がしておりましたので、質問させていただきまして、ご了解願いたいと思います。以上です。
大岡議長	他に質疑。
谷森議員	17番 谷森哲雄君。
	今回すでに2回質問しておりますので、これがもう最後であるんですが、いわゆる基金の中で介護保険が、他のいわゆる国保とかの、いわゆる歳入ですか、そういうなんと比べて若干基金が多いんじゃないかというようなことで、特に国保税も同じですが、

谷森議員	一般の被保険者にしてみたら、介護保険料が高いがと。特に高齢者の負担がかなりきついわけですので、こういう基金が、この基金が適正なんかどうかはちょっと分かりませんが、例えば、予算の時に質問すればよかったんですが、こういう基金の残高がこう不確定だったんで、質問できなかったんですが、おおかた2億4,000万あると言うようなことで、例えば基金を少しは取崩して、被保険者の介護の保険料を軽減するとかいう、こういうようなお考えはないですか。
大岡議長 高嶋健康 増進課長	健康増進課長 高嶋一博君。 谷森議員さんのご質問にお答えをいたします。 介護保険につきましては、ご存知のように3ヵ年を単位としまして、計画を進めております。従いまして、3ヵ年に必要な部分での計画を立てますので、現在の計画が進められておりますが、基金につきましては、次年度、次の計画の時にですね、基金も含めて、再度検討をさせていただいたというふうに考えておりますので、ご理解をいただけたらと思います。
大岡議長 本屋敷議員	5番 本屋敷崇君。 1点、相対的な部分として、財調基金の方に25億積んでおりますけれども、その財調の方に25億で今回繰越金が7億あってですね、それから起債の方が約7億あるわけですね。それから、その起債の内訳が約5億ぐらいが、臨財、臨時財政対策債となっているわけですが、まず、基金の臨時財、ちやう、財政調整基金の基金額としてどれぐらいが妥当かと思っていられるかと言う部分とですね、それと地方交付税交付金が臨時財政対策債は100%という形で補填されるわけですが、去年から比べてみても地方交付税交付金がそれだけ額が上がっていつていると、言うわけでもない。ことを考えればですね、臨時財政対策債をどれほど借りていいものかと、言う部分があるんですよ。 それを加味した上で、今現在ですね、これだけ繰越金を残すと言うよりも、地方交付税交付金の算定に大きく要因する人口を増やすための施策として、残すよりは使うべきではないのかということを考えるんですが、そのあたりについてちょっと、まあまた委員会で詳しく話せばいいですが、そのあたりについてどうお考えであるかということ、ちょっと聞かせていただければありがたいかなと思います。
大岡議長 齋部総務 課長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。 要点を十分お話できるかどうかはちょっと不安ですが、今回、皆さん方にお示しをしております主要施策の成果に関する報告書の中に、町政の状況がございます。その中にありますように、先程言われました臨時財政対策債、これは基本的に元利とも100%国から交付税でバックされるというものでございます。この金額をどれだけ借りるのがいいのか、とか言うお話でございしますが、

齋部総務課長	まんのう町といたしましては、合併してからですね、特例債がきくのが後残り5年。その後、5年ぐらいの間にですね、少しずつそれを吸収しながら減っていくと。将来的な財政の見通しがはっきり言って立ちません。町税におきまして18%。少しのですね、税収でございます。そのような自主財源がですね、3割くらいしかないような、まんのう町においてですね、今後どうしても安定的と申しますか、何とか保って行くためには、まずは財政町政基金を積み立てておいてですね、その中で行財政改革を進めて行くということを基本的には考えております。それ以外の起債等もあるわけですが、それ以外の起債についてはですね、基本的には起債は借金であります。借金ではあります、今町が借りてる起債、特に大きいのは普通債と言いまして、農林水産業とか皆さんのお手元にある12pを見ていただければ分かるわけですが、そこに21億ほどの、2億1,000ですか、2億1,000万ほどあるわけですが、これは基本的にはインフラ整備でございます。基本的に町が借りる起債はインフラ整備を中心として借りております。と言うものは、30年、50年と言うスパンでですね、それを維持管理をして行く、と言うことは、それをまんのう町の住民が享受をすると言うことですので、今の方がすべてお支払をして行くというのはおかしい話で、それは将来の方もみんな平等にですね、使っていただいて、また平等に借金を返済、一緒にしていただくという考え方を持っておりますので、今後の厳しい財政、国からの支援もどのような形で伸びて行くのかよく分かりません。そういう中で、少しでも基金の積み立てを考えている関係でこのような形になっておることをご理解いただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。
大岡議長	他に質疑はございませんか。 14番 大西豊君。
大西豊議員	前の議会でも質問したことあるねすけど、関連をして。一般会計の中で土地貸付収入についてお伺いをいたします。 過去において契約どおり土地が貸されとるかどうかにについて質問したところ、すべて確認をしていないので4月までにすべて契約どおり貸されているかどうか確認するということでございました。その時も未収金も発生しておると言われておりましたけれど、この未収金については、今も、現在も利用目的に従って使われておる物件であるかどうか。それと、件数、それと何年ぐらい前から未集金として掲載されてるのかお伺いいたします。
大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 大西議員さんのご質問にお答えをいたしますが、今の私の手元に持っている資料では、数字的なもの、すべてまだ持っておりません。後ほどお示しをさせていただくことでよろしくお願いを申し上げます。
大岡議長 大西豊議員	14番 大西豊君。 細かい数字は別として、4月までに契約どおり貸し付けておるかどうか、調査をしますということで、前の総務課長の一般質問の

大西豊議員	答弁でありました。 それともう1つは、細かい数字は別として、公有地を民間企業に貸付ておる物件だと思いますが、細かい数字は別としてどのぐらい年数経つのか。また交渉されておるのかどうか。そのあたりをお知らせいただきたいと思います。
大岡議長	副町長 栗田昭彦君。
栗田副町長	大西議員さんのご質問にお答え申し上げます。 確か私の記憶では、4月にそういうお話をお伺いして、去る6月議会においても同様なご質問があったような記憶をいたしております。その中で、目的に沿った使用はできているものと考えておりますというような答弁をしたというような記憶も、確か、記憶もございます。 それから未集金につきましては、件数については2件というご返事をさしていただいております。金額につきましては正確な数字は今記憶にございませんので、差し控えさしていただきたいと思います。その未収金につきましては、お2人の方から分納ないし、本年度中にその未収金に対して町の方へお金を払っていただけるというようなお返事も伺っているというふうに、担当の方より報告を受けてるということも、その6月議会に報告をさしていただいたという記憶がございます。以上でございます。
大岡議長	14番 大西豊君。
大西豊議員	確認します。4月までに、適正に貸しているかどうか調査しますということだったので、それをしたのか、してないのか。 それともう1件、分納と言われておりますけど、それは適正な契約どおりに貸付をし、今現在も契約どおり利用されているのかどうか。2点お伺いします。
大岡議長	副町長 栗田昭彦君。
栗田副町長	大西豊議員さんのご質問にお答えさせていただきます。 先ほども申しあげましたように、6月の一般質問におきまして、町有財産の貸付については適正に使用されているというようなご報告を申しあげました。 分納につきましては、これは契約とは別問題でございまして、本来であれば、その年度、年度にお支払をいただかなければいけないものというふうに十分には承知いたしておりますけども、どうしてもお支払をいただけない場合は、そういう形をお願いしてということでございます。
大岡議長	他に質疑ございませんか。 14番 大西豊君は、会議規則で質疑3回しておりますので、発言を許しません。

齋部総務 課長	また、公表の方法でございますが、改正前では、前条の公表は公衆の見やすい場所に掲示し、又は閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法で行うとなっておりますところを、前条の公表は、次に挙げる方法で行うと。掲げる方法で行うということに変えます。そん中でですね、（１）といたしまして、町の広報誌に掲載する方法、次のページをめくっていただきまして、（２）番のインターネットを利用して閲覧に供する方法ということでございまして、前後しますが、改正前の前項の閲覧所はまんのう町役場とするというところからですね、これも改正をさせていただくということでございます。よろしくご審議のほど、よろしく申しあげます。
大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。
本屋敷議員	質疑はありませんか。 ５番 本屋敷崇君。
	町長の方で、１０月末が決算、８月末で決算等々の話があったんですけども、ちょっとそのあたりを詳しく教えていただきたい。８月末では、多分、現行は８月末ではちょっと不都合があるんだろうと。そのほんだら不都合がどういうところで、１０月末になれば不都合がどのように改善されるのかという部分とですね、公表の方法として、町の広報誌に掲載する方法というのが入っているんですけども、報告事項が１から８までで、多岐に亙るんですよ。条例の第３条で。それは広報誌に記載可能なのかどうかという部分を少し教えていただきたいなと思います。
大岡議長 齋部総務 課長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。
	不都合がどのような形で生じるのかということでございますが、現在の条例のままでございましたら、８月末までということになりましてですね、職員の給与関係というのは、この決算をもって決定いたします。よって９月議会定例で議決をいただかないことには、給与関係の公表ができないということになりまして、８月末であればですね、前年の古いデータを載せることになります。言うことで、今回、他の市町が行っているように、最新の、直近のデータ、決算のデータを載せるためには、１０月末までというふうに時期の変更をする必要が生じたので、ここで改正をさせていただきます。 広報誌に載せる方法でございますが、その中の抜粋規程、抜粋をしてですね、分かりやすく表示をさせていただくことになろうかと思います。よろしくお願い申しあげます。
大岡議長 本屋敷議員	５番 本屋敷崇君。 多分ですけども、これ僕のあれなんですけれども、決算を町長の方に提出するのが８月３１日までの法定期限がありますよね。

本屋敷議員	それに合わせて前回までは8月31日やったんやと思うんですけど、それであれば、この決算に直近のが載るんじゃないですか。10月31日にする方が直近が載るとというのが、ちょっと少し理解ができないので、そのへんを教えていただきたいのと、町広報誌に掲載する方法で、抜粋規程という話になりますけど、ほんだら報告義務があるのが、さっき1から8までであった部分ですよね。それは、抜粋規程と言うことになると、報告義務に反しないのかどうかという部分はどうかってという話を、2つ。
大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの再質問にお答えをいたします。 時期的な話でございますが、8月末、確かに決算は8月末までにしなければならぬんですが、あくまでも、これは給与関係は議決をいただいた後のデータとして送るということですから、9月定例議会を経た、終わった後ですね、ご報告をすることになるということでございます。
大岡議長 本屋敷議員	それと1から抜粋をして、1から8まであるうちのですね、抜粋と言うことですが、広報にはですね、住民の皆さんに分かりやすくご説明をするために、全文の紹介は難しいのかなというふうには、今現在は考えております。よろしくお願い申し上げます。 5番 本屋敷崇君。 ちょっと僕の頭が理解できないんですけども。決算ですよね。ということは、8月31日までに町長への報告義務がある中で、8月31日の最新情報を載せておけば、10月31日にする必要性。認定の場合は、議決を否決されても認定はそのまま行使できますよね。決算認定の場合はですね。そんなことを考えれば、8月31日でも不都合がないのかなと思うんです。そのへんが少し、もう少し、もう少し詳しく、分かりやすく。他の町では10月31日になつとんですかと、言うところと、他の町は8月31日にしとるのに、決算報告では最新情報を載せているのか。議決権を得なければ、最新情報を載せることはできないのかどうかという部分があるんですね。議決をして、認定か。認定をしなければ、最新情報を載せることができないのかどうかという部分においては、少し僕の中では納得できないと言うか、ところがあるんで。別に変える必要性がないんじゃないかなと思ったりもするところを、変えなければいけない理由が、もう少し詳しく教えていただければありがたいと思うんですけど。
大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんの再々質問にお答えをいたします。 これは県下の状況もちょうと調べさせていただきました。8月というのは、もうまんのう町だけでございまして、他はだいたい10月末。また、12月末というのがあります。12月末と言うのはですね、決算委員会を持っているところは、12月になると言うようなことからですね、なっているのかなと言うふうには考えております。基本的には認定ではございますが、議会の方のご

日程第 22	齋部課長 大岡議長	承認等いただいて、出すという形が採られてるのかなというふうには考えております。よろしくお願い申し上げます。 他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 号は会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって、議案第 1 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 1 号 まんのう町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についての件を採決いたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。 よって本案は原案のとおり可決されました。 日程第 2 2 議案第 2 号 まんのう町職員の公益法人等への派遣等に関する条例等の一部改正についての件を議題といたします。 提出者から提案の理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。
---------------	----------------------	--

大岡議長 本屋敷議員	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 5 番 本屋敷崇君。
大岡議長 齋部総務課長 大岡議長	何点か教えていただきたいんですが、上位法、これ公益法人等への一般職の地方公務員派遣等に関する法律と言うのがありますが、その改正に伴う部分と見てよろしいのかという部分とですね、もう1つ、上位法が変わったということは公益法人等、改正前のですね、公益法人等では不都合が起こるところがあるんで、公益的法人等になったんだと思うんですけども、文言から察すれば公益法人と言うよりも公益的法人と言う方が範囲が広がるんですけども、その範囲としてですね、当該町、まんのう町において、どのあたりまでカバーされるものか、それを教えていただきたいのとですね、条例の方の下にある規則、規則の方で、現在やったら、規則の第2条に条例に定める団体は、次に掲げる者とするとして、財団法人琴南振興公社と社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会の2つが載っているんですけども、この条例が通ることによって、この規則は変わるのかどうか。それもし、案があるであれば、お示ししていただければありがたいかなと思うんで、よろしくお願いします。 総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えをいたします。 今回ののは、公益法人法の一部改正で、民法の方が動きまして変わりましたので、それに併せての改正でございます。 この公益法人等から公益的法人になった原因と申しますか、これは施行が平成20年になりまして、現行、公益法人法への移行期間5年をもってですね、制度が変わります。その中でですね、今まではその民法に基づく社団法人、財団法人、そういったまとめて一本化できておりましたが、新しい公益法人法では、一般社団法人、一般財団法人というのが1つ、それが2階ですね、1階部分には公益法人、社団法人と公益財団法人という2つに分かれました。ということで、これで言葉で、公益的法人という表現にこれは変わったということでございます。 それとまた、先ほど規則のお話がございましたのでご説明しますが、現在まんのう町では職員の公益法人等への派遣等に関する規則を持っております。その規則の中では、今先ほど申されとりましたが、財団法人琴南振興公社と社会福祉法人まんのう町社会福祉協議会、それと満濃町土地改良区、この3つを現在規則の中で謳っております。以上でございます。よろしくお願い申し上げます。 5 番 本屋敷崇君。

本屋敷議員	上位法が変わって2階建てと言うか、なったっていうのはよく分かるんですけども、実質的な問題としてですね、その2階、その上位法が変わって、この条例が変わることによってですね、うちの町として、どのような部分に影響があるのかという部分について、教えていただきたいというのが1点です。
大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えいたします。 特にまんのう町としての影響と言うのはさほど無いというふうに考えております。
大岡議長 藤田議員	1 2 番 藤田昌大君。 かぶるかなと思いつながら、違うかなと思つて質問さしてもらいますが、公益法人等やったら、これ公益法人に係わる部分だけかなと。判断が。ほんで、公益的になったら、的でなくても、これを公益的に判断したらそれでいけるんかなと。そういう解釈ですね。法律解釈になれば。だからそのへんで、公益法人等、ほんだきん公益法人等もですね、的という分に入った時に、どこまでのあれが的になるんかなと、言う部分がですね、非常に解釈で、拡大解釈も可能なために、これをしたんかなという気がします。単純なあれですから、それだけで答えてください。
大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 藤田議員さんのご質問にお答えをいたします。 今回の改正につきましては、先ほど少し述べさせていただきましたが、公益法人法の改正があつてですね、2階建て、2つに分かれたと。収益を目的にするとところとそうでない非営利の団体については非課税措置で、今やっているのは非課税措置でやっているんですが、営利目的のところは通常のもう会社として存在しなさいという話の中でですね、この今回の公益法人制度が改正になっているということで、かなり公益的法人って言うのは広範囲に実はございます。1 番医療法人。国のですね、制度の政令の中にもあるんですが、医療法人に始つて、農協から始つてですね、日本年金機構まで、すごい数がございます。そういう中で、町としてこれらも含めての規則で謳えば、まんのう町も公益で法人に含むことは可能ということにはなってきます。以上でございます。
大岡議長	他に質疑はございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 お諮りします。

	大岡議長 本屋敷議員 大岡議長 本屋敷議員	ただ今議題となっております、議案第2号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 （「意義あり」の声あり） 異議がありましたので、これより委員会付託省略の件を起立により採決いたします。 議案第2号について、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。 よって、議案第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。 （「反対」の声あり） 5番 本屋敷崇君。 反対、反対、反対って言うわけではないんですが。 反対討論であれば、発言を認めます。 ほんだら、反対討論させていただきます。 できればですね、このまんのう町の、まんのう町職員の公益法人等の派遣等に関する条例、今現在規則の方で、第2条におきまして、規則第2条におきまして定める団体は次に掲げる者とする、というふうになっております。そういった場合にですね、規則であるということは議決を要しないということになります。議会の方の承認が無い、無い場合においてですね、町執行部の判断において、もしまあ先ほどのお話であれば、医療法人であるとか、農協、そういったところ職員を派遣することも規則を変えれば派遣できるという形になります。それは、議会という機能を考えた場合にですね、本来であるならば、この条例には、この今現在規則にある第2条の部分をですね、第2条の、こっちの条例側の中に謳い込む必要があるんじゃないかと考えますので、今現在の、この条例では議会側の監視機能としての部分が、十分でないという判断をさせていただきました。本来であれば委員会付託で条例改正等ができれば一番ありがたいところですが、今現在こういう状況ですので、消極的な反対という立場ではありますが、反対とさせていただきます。以上です。
--	---	--

日程第 23	大岡議長	賛成討論はございませんか。
	藤田議員	1 2 番 藤田昌大君。
		町長提案の中でですね、20年12月の民法改正に伴うということがありましたので、上位法が改正されればですね、それに伴う条例改正であれば、本屋敷君の言うのも分らんこともないんですけども、やむを得ないだろうという立場で賛成討論にさせていただきますと思います。以上です。
	大岡議長	これをもって討論を終了いたします。
		これより、議案第2号 まんのう町職員の公益法人等への派遣等に関する条例等の一部改正についての件を起立により、採決いたします。
		本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
		起立多数であります。
		よって本案は原案のとおり可決されました。
		日程第23 議案第3号 字の区域の変更についての件を議題といたします。
		提出者から提案の理由の説明を求めます。
	栗田町長	町長 栗田隆義君。
		ただ今上程されました、議案第3号 字の区域の変更についての提案理由を説明させていただきます。
		字の区域の変更につきましては、地方自治法第260条第1項の規程により、議会の議決を求めるものでございます。
		まんのう町造田において、字の区域の一部を変更しようとする別紙変更調書をご覧いただきたいと思います。仲多度郡まんのう町造田字桜木に偏入する区域としまして、造田字大西567の1、572の1及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部を造田字桜木に編入するものでございます。
		2番に、次に、仲多度郡まんのう町造田字山下に編入する区域としまして、造田字大西611の1、611の20、611の21及びこれらの区域に隣接介在する道路である町有地の全部を造田字山下に編入するものでございます。
		これらは平成19年度から21年度にかけて、県営中山間地域総合整備事業により造田地区において区画整理を、整理工事を実施したことに伴い、従来の字界が原形を留めなくなったため、区画整理の形状に合わせて字界を定めようとするものでございます。
		どうぞご審議のいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。

栗田町長	料として５５０万円を、５目財産管理費の工事請負費として、外壁が崩壊した美合歯科診療所外壁修繕工事費に２５０万円、６目企画管理費でエピアみかど、美霞洞温泉、塩入温泉健康センターの機器類が落雷被害等による修繕で５００万円、琴南地区の集落活性化推進事業としての旧琴南東小学校改修工事費で１，１００万円を増額いたしております。第３款民生費の主なものとしましては、１項社会福祉費で社会福祉協議会運営費補助金として２８５万円でございます。これは、社会福祉協議会事務局長の件費でございます。続きまして、第４款衛生費で女性特有のがん検診推進事業費の事業量確定による返還金といたしまして、２１５万２千円でございます。第５款労働費では、２目一般失業対策事業費として２６４万円の増額でございます。６款農林水産業費は１，５４５万９千円の増額で、主なものとしまして、３目農業振興費の新規就農者支援事業補助金として１８５万２千円、５目農地費では大規模農道修繕等で３５０万円、老朽ため池改修の県営事業負担金として６５０万円、２項林業費の１目林業総務費はかりんの丘公園野外交流施設整備費等で１００万円でございます。７款商工費１目商工総務費では１６０万円の増額で、主なものは、かりんまつりの事業委託料の１００万円でございます。 ８款土木費は２，１７４万７千円の増額で、主なものとしまして、２目道路橋梁維持費の委託料で２８２万円を計上していますが、差替えとして賃金で２４０万円の減額補正となっております。また、７月の大雨による路肩崩壊等の修繕のための工事請負工事費に１，７３０万円、４項都市計画費１目都市計画総務費では、まちづくり交付金事業評価委託料として２１０万円、２目公園費ではかりんの丘公園遊具点検修繕費用等として１３２万７千円でございます。 １０款教育費では、全体で６９万３千円の減額補正となっています。主なものとしまして、３項中学校費の学校建設費のＰＦＩ事業アドバイザー業務委託料で６００万円の減額補正、中学校用地測量業務委託料で３００万円の増額となっております。 ５項社会教育費１目社会教育総務費は７１０万７千円の減額補正となっており、主なものとしましては、二宮飛行館改築工事費等で３３０万円、備品購入費で１２５万円でございます。６項保健体育費では吉野体育館改修工事費等として６０７万５千円を計上いたしております。１３款諸支出金では仲南地区特定施設に関する基金費として２２７万円を積立てるものでございます。
大岡議長	ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑に入ります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 １７番 谷森哲雄君。

	谷森議員	総括的、大綱的な、こういうような議長の発言ではございますが、一部細かい点も質問させていただいたと思います。 まず、最初に高篠幼稚園ですが、先の高木委員長の説明の中、そしてまた本屋敷議員の質疑の中で、いわゆるこう面積が大幅とまではいかないかもしれませんが、一定の面積増になったと。そういう中で、高木委員長としては、この高篠幼稚園の問題については、きちんとしますと、こういうふうに言明されたわけですが、いわゆる特にこの中で、いわゆる5, 000万のうち合併特例債が4, 750万円。そしてまた一般財源が250万。合計で、トータルで5, 000万。こういうことなんです、この合併特例債については、前段である方にお尋ねいたしますと、これはきちんと定まってから合併特例債の申し込み言うんですか、すると。まあこういうような説明ではあったんですが、例えばそうした場合に事業は決まったと、それで予算が確定したと。それで、今から合併特例債申し込みするんだと。こういうようなことはまずあり得んのでないかなと。だから、事前に内々でこういう事業するから、合併特例債を申し込みたいと、こういうような事があったと、当然こう推測できるわけですが、そういったことを判断材料としたしますと、当然4億7, 500万円ですか、これだけ特例債を申請するのであれば、当然こう面積的な考慮もなされるのではないかと。先の6月議会でもこの問題についての若干の疑念もあったわけですが、これはもう教育民生委員の皆さん、そしてまた高木委員長、非常に皆さんしっかりしておるんで、十分議論はされると思いますが、いわゆる合併特例債を事前に内々でお願いして、そしてまたそれが確定したとしたら、当然それに見合うような予算額言うんですか、あるいは高篠幼稚園の面積規模にはなるのではないかなと、こういうようなことを素人として考えるわけですが、この点お尋ねいたします。 それからもう1点ですが、これは非常に細かいんですが、かりんの丘公園の野外交流施設ですか、これ非常に、多分こないだ説明があった分のひさし的な工事かと思うんですが、このような小さな工事で設計委託が35万円も出しておると。これなら別に、設計委託しなくても、まあ言うたら、これは当然私が思うんは、こういう工事は地元の業者にお願いしたらええんじゃないかと。それで、そうなった場合には、担当課と業者で、話をすれば設計委託もしなくても済むのではないかと。大きな工事なら当然設計委託も必要であります、このぐらいな工事であれば、設計委託しなくても業者と直接話をすればできるのではないかと。こういうことをぜひ考えて節約していただきたいなと。 それからですな、もう1つは県の支出金で、経営体育成整備交付金ですか、これ県の補助金が185万2千円出るんですが、これは新規就農者支援と、こういうことになっておるわけですが、新規就農者が何名かおられるかとは思いますが、現実にはほんとにこう新規就農者がおいでるのかどうか、お尋ねいたします。 それともう1つは、地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業費補助金と。これあの28万8千円ですが、これをちょっと歳出の方見ますと事務局費になっておると。これちょっとおかしいんでないかなと。こういう地域ぐるみの学校安全体制整備と言うんを事
--	------	---

谷森議員	務局費で使うのはおかしいのではないかなと。このようなことが考えられます。
	それともう1点。
大岡議長	谷森委員長、あの発言中でありますけども、谷森委員長さんは総務の常任委員長さんでもありますし、冒頭に申しましたように総括的というようなことでご配慮いただいてとは思いますので。
谷森議員	はい、わかりました。そしたら、今までの質問で終わりにして、しまえと思います。
	まあ、あの一応今、若干こう質問いたしましたんで、特にこの、これも合併特例債も委員会審議しても、の時に。やけど、これは教育民生になるので、その分の合併特例債の申し込みとか、この手順とか、その内容についてお答えお願いいたします。これ1点だけお願いいたします。
大岡議長	副町長 栗田昭彦君。
栗田副町長	谷森議員さんの合併特例債の発行の手順についてご説明させていただきます。
	前段ですけども、今回補正に関しましては、高篠幼稚園の補正は上程をしておりますので、そのへんのところよろしく願いたいと思います。合併特例債というのはですね、合併した際に総額が決定されます。その総額の中で、合併することによって、町がすべき事業、これは個々じゃなくてですね、合併することに対して必要であるような事業になります。このような事業をですね、当初計上いたしております。その中にはですね、個々のその計上しております、個々の事業についての具体的な金額、個々の金額は私今十分には記憶いたしておりませんが、非常に詳細に渡る金額の計上はないというふうに考えております。それで、その年度、年度によりまして、合併特例債の有効期限は10ヵ年度でございますので、その施行年度によりですね、その計画の中で県との協議の中でですね、具体的に各事業について協議をして行ってですね、起債の発行を許可していただくというような手順になっております。以上でございます。
大岡議長	17番 谷森哲雄君。
谷森議員	今副町長のお答えの中で、この合併特例債については予算に計上されてないと。この9月の補正には計上されてないんですが、当初予算に、私はこれが含まれとったとこういうふうに記憶しておるんですがいかがですか。
大岡議長	副町長 栗田昭彦君。
栗田副町長	谷森議員さんの再質問にお答えいたします。
	先ほど申しあげましたのは、この9月の補正にはお願いをして申しあげておりませんけども、幼稚園の5,000万というのは6月までの予算の計上の中にはお願いをしております。以上です。

大岡議長 本屋敷議員	他に質疑はございませんか。 5 番 本屋敷崇君。 補正予算の考え方について、もう 5 年目の議員が何を言よんやと言われるかもしれないんですが、本来ですね、当初予算の方でうちの議会の方もですね、8 7 億と 6, 1 0 0 万と言う当初予算をですね、可決した中でですね、その中で近々にこの 8 7 億 6, 1 0 0 万では間に合わないから、補正していくと言うのが補正予算の考え方やと基本的には思うわけですね。まあ、でも決算に併せてですね、決算が 3 月期末越えた後でですね、7 億も出てくる中でですね、こういった今回補正予算が 7, 7 0 0 万か、と言う補正予算を組むというのは、どうもこう会計処理上として、うまくやっているのかなと言う部分がどうしても残るわけですね。 今までの慣例的に 9 月の決算が終わった、8 月 3 1 日に決算が終わった時点で繰越金が出たと。繰越金が出たから持ち越しにしていた事業を 9 月、1 2 月、3 月で繰越金を使いながら、消化していこうと言う考えだとは思いますが、やはり基本的には当初予算の 8 7 億 6, 1 0 0 万と言うものを基本として回して行くと言うのが、会計制度としては普通なのではないのかなと思うわけですね。繰越金が出るけんどんどん事業したらええなやいか。そら事業費膨らみますよ。最終的に 1 0 0 億を超える会計規模になってしまうわけですね。その点から考えて、こういった 9 月補正とか、マイナス補正をしたことによってですね、予算の組み替えによるプラマイゼロでの補正予算と言うのなら、だいぶ理解ができるんですけども、最終的に 7 億という繰越金を残して行っている現在の状況で、今このような補正予算、7, 7 0 0 万追加補正というのを執行部の方として、どう考えていらっしゃるのかという部分について、少しご見解をお聞かせいただきたいなと思います。
大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 本屋敷議員さんのご質問にお答えします。 この補正の考え方でございますが、基本的には 2 3 年度以降でするような事業についてはですね、基本的には補正はしないと。補正は、もうどうしても緊急性があるもの、どうしても今予算化しないと支障が出るものについてのみにですね、補正を組んでおります。よって、繰越金があるから補正で増やして事業を行うというような考え方はもうどうも持っておりませんので、よろしくお願い申し上げます。 (もう、ええんか。)
大岡議長 本屋敷議員	5 番 本屋敷崇君。 それでしたら、この予算の中でですね、県支出金であるとか、国の方の支出金が出てるものに関しましては、緊急性を要するものであると言うことがよく分かるんですけども、そうでないものもありますよね。そういったものが、こういった状況で、今回

藤田議員	あれだろうとは思いますが、たまたま金額が一緒なんでね、これがこう動いたんかいう、そういうのとりかねます。まあそういう分です、なんか軽々しく委託料、職員のですね、なんか特性を活かしたですね、事業で、職員でやれる分があるんでないかなという気がします。それぞれの職員は特徴持ってますし、町民のですね、意見を聴集すれば、そなに委託料まで出さなくてええやろという感じもありますので、補正予算に賛成しときながら、ちょっと聞くんもおかしな話ですけども、全体的な予算の立て方についてね、慎重な議論を欲しいと思いますので、ぜひそのへんについて、答弁できる部分があれば、例えば550万はこれは一切できませんよとか、そういうんがあるんやったら、何でもええ、反論していただきたいと思います。よろしくお願いします。
大岡議長 齋部総務課長	総務課長 齋部正典君。 藤田議員さんのご質問にお答えをいたします。 省エネ法改正による委託の関係で、550万の予算を組まさせていただいております。これはですね、この21年の4月からですね、エネルギーの使用料のデータを取りなさいというのが、この昨年1年間ございました。その結果ですね、1年間にエネルギー使用料、燃料使用料が1,500キロリットル以上の事業者であればですね、特定事業者となりまして、国の方に届出をしなければならぬということがございます。これは届出をしなかった場合は、また虚偽の届出をした場合はですね、50万以下の罰金と言うようなことが謳われておりまして、まんのう町はこの1年間の記録をとりました結果、1,800を超える、1,800キロリットルですね、超えるデータが出ておりますので、この対象事業者になるということになりました。先日、経済産業局の方にもお話をお伺いに行きましたところ、間違いなくまんのう町は該当するということですので、その資料を作るにあたって、まんのう町の今後これからの手続きとしてですね、どういうふうな省エネができるか、計画を作っていくということになります。その計画書を作成するのにですね、これは始ったばかりの事業でございます。コンサル等をお願いをしていかなければ、とても職員の方ではできる資料ではございません。かなりの膨大な資料を必要とするお話をお聞きしておりますので、まずは、予算化をさせていただいたところでございますので、よろしくお願い申し上げます。 また、中にホームページの問題とかですね、かりんの丘何がしと言う話もございますが、ヒアリング等させていただいてですね、どうしてもその必要性が高いということで、補正予算に組み入れをさせていただきとります。細かくは各委員会の方ではお話を、説明をさせていただくことにしておりますので、よろしくお願い申し上げます。
大岡議長 藤田議員	12番 藤田昌大君。 総務課長をですね、特に信頼してですね、お願いしたらと思うんですけども、やはり結果ですね、文言を変えただけ言う部分でですね、報告でないように、極力できれば、こことここが違うよと、こういう中でできればありがたいと思うんですね。ただ、

日程第 25	藤田議員	どこか分厚い本をもらって、なんやこれ言うんが、わりと多いんですよ。そのへんちょっと。 それともう1つが、職員の特徴を活かす言う部分でですね、町づくりやそのへんについてはですね、ぜひ、あんまり他所に頼みまわらんとうち独特でやらんかと、まんのう町はこういう地域的な特色があるやないなど。そういう分を活かしながらですね、ぜひ、かりんまつりの意見で言よりましたんで、なんかこっちの方へ来るというんがありましたけれども、そのへんでも進歩だろうと思います。場所を変えてみたり色々するんで、やっぱりみんなの知恵を出し合って、できることでないかなと思いますんで、ぜひ、職員や住民のですね、活力をぜひ導入して、知恵を導入していただきたい。そういった意味でお願いしときます。以上、答弁はいりません。
	大岡議長	他に質疑はございませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第4号は総務常任委員会に付託をいたします。 ここで、議場の時計で2時15分まで休憩をいたします。 （休憩 午後2時00分）
		それでは、休憩を戻しまして会議を再開いたします。 （再開 午後2時15分） 日程第25 議案第5号 平成22年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第1号を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君
	栗田町長	ただ今上程されました議案第5号、平成22年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算案第1号につきまして、ご説明申し上げます。 29pをお開きください。 第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ514万6千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ23億9,104万6千円とするものでございます。 35pをお開きください。 歳入では3款国庫支出金1目財政調整交付金の514万6千円でございます。

日程第 27	栗田町長	その内訳といたしましては、需用費の修繕費で落雷被害による浄水場の配電盤等の電気設備が被害を受け、その修繕費用として 2 2 8 万 9 千円、また、備品購入費用として 7 2 万円で軽貨物車を 1 台購入のための費用であります。
	大岡議長	ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。 これをもって質疑を終了いたします。失礼しました。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 6 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 2 7 意見書第 1 号 私学助成の拡充発展に関する意見書案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 まんのう町議会議員 高木堅君。 高木議員 それでは、意見書第 1 号について、提案説明をさせていただきます。 私学助成の拡充発展に関する意見書案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第 1 4 条の規定により提出をするものでございます。 提出者 私、高木堅、賛成者 藤田昌大、同じく谷森哲雄議員。 提案理由といたしまして、私学関係予算は、ほぼ毎年のように増額され、私学経営の健全化に相当な役割を果たしてきました。 しかし、公立学校の教育費と比較すると 3 分の 1 にも届かず、公私間の格差が依然として大きく残っており、不公平感がさらに広がっています。 さらに、今春からの公立高校授業料不徴収と私立高校等生徒への支援金支給によって、無償の公立に対する有償の私立という新たな格差の始まりに、私学の父母、教職員だけでなく、多くの市民から疑問の声があがっている。 2 1 世紀のわが国を担う個性豊かな人材の育成、新しい時代に対応した特色ある教育が求められる中、教育費の拡充は避けては

日程第 28	高木議員	通れません。 よって、このような私立学校の現状を強く認識されまして、健全な発展を図るため、私立学校振興助成法に基づく経常費の2分の1の早期助成の実現と、昨今の家計急変世帯への特別の財政措置を行うなど、私学助成の国庫補助金制度堅持と一層の拡充発展に努められるよう国に対して強く要望するものであります。 なお、意見書本文の内容につきましては、みなさん方お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略をさせていただきますが、地方自治法第99条の規定により、提出するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。
	大岡議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、意見書第1号は教育民生常任委員会に付託をいたします。 日程第28 意見書第2号 私学助成の充実に関する意見書案を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。
	高木議員	まんのう町議会議員 高木堅君 意見書第2号についての、提案説明をさせていただいたと思います。 私学助成の充実に関する意見書案を別紙のとおり、まんのう町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。 提出者 高木堅、賛成者 藤田昌大、同じく谷森哲雄議員。 提案理由といたしましては、県内私立学校10校は長きに亘り、建学の精神と独自の校風、自主的な運営を通じて、特色ある教育活動を行ってきました。しかしながら、生徒数の長期的減少傾向から私立学校を取り巻く環境は、以前にも増して極めて厳しいものとなっております。 県予算では、2007年度に私学助成経常費補助金が高校生1人当たり単価が30万円台に達したものの、1992年の20万円台から、10万の増額を図るのに実に15年の歳月を要しております。その間の経済状況、生徒数の変化を考慮すると増額幅

高木議員 大岡議長 散 会	は微増にすぎないと言わざるを得ない状況でございます。 さらに、今春からの公立高校授業料不徴収と私立高校等生徒への支援金支給によって、無償の公立に対する有償の私立という新たな格差の始まりに、私学の父母、教職員だけでなく、多くの市民から疑問の声があがっている。 よって、私立学校の現状を強く認識され、私立学校への経常費助成金を増額させるとともに、授業料減免事業に対する補助金や就学援助金を充実させて、教育費の保護者負担の軽減を図るための施策をいっそう推進されるよう香川県へ要望するものでございます。 なお、意見書本文の内容につきましては、お手元に配布のとおりでございますので、朗読を省略させていただきますが、地方自治法第99条の規定により、提出をするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより、質疑にはいります。 本案件は、委員会付託を予定しておりますので、質疑はあくまでも総括的、大綱的な質疑に留めていただきたいと思います。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、意見書第2号は教育民生常任委員会に付託をいたします。 以上で、本日の日程は。 意見書2号の提出先の件ですけれども、字句の訂正をさせていただきます。 香川県知事、浜田恵造の造が漢字の三になっておりますけれども、つくるの造にさせていただきたいと思いますので、訂正の方よろしく願いをいたします。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 なお、次回会議の再開は9月17日午前9時30分といたします。本議場に参集をお願いいたします。 本日はこれで散会いたします。 散 会 散 会 午後2時30分
------------------------------------	--

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成22年 9月16日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--